

No.316
2018
5/20



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する解明申し入れ〈その④〉

**技術教育科の業務を見直し、教育への負担は減とし
各技術センターの現場技術支援体制を確立することを確認。**



明らかになったこと その④

《6項》認定線路技術者を養成する対象人数、既存の資格との違いを明らかにすること。

また認定線路技術者への指導教育をどの機関の誰がどのように行うのか明らかにすること。

- ・今施策での認定技術者は10名程度育成する予定である。対象者は、OB、出向者、プロパーとなる。
- ・検査を行うグループ等は、パートナー会社内の体制は整理中である。
- ・認定制度の更新は3年ごとに行うこととなる。
- ・今後の認定技術者は、出向者やエルダー社員に頼らずプロパーで体制が取れるようにしていく。
- ・認定技術者の資格認定講習は、(社)日本鉄道施設協会、本社設備部、および支社設備部が実施するが、契約責任者は保線技術センター所長となるため、保線技術センターでも出来るようにしていきたい。
- ・認定技術者の育成カリキュラムについて示すよう要請。

《7項》技術教育科の役割について見直す内容を明らかにすること。また、提案時に示されている要員削減を可能とする根拠を示すこと。

- ・技術教育科は、各技術センターの要注意箇所（弱点箇所）の修繕方法や軌道管理について、技術支援を行ってもらう。各技術センターの教育担当者と連携していく。
- ・基礎技術技能研修の講師として、技術教育科が行っていたが、今後は日本線路技術（NSG）へ移管するため、教育の負担は減となる。
- ・八王子保線技術センターの標準数において、助役1減は技術教育科長であり、技術教育科社員は副所長の配下に入る事となる。

**私たち自らが施策に真剣に向き合い
「安全・健康・ゆとり・働きがい」のある施策へ
共に考え創造しよう！！**

